

国 都 下 管 第 2 号

平成 22 年 3 月 12 日

(各地方整備局等建政部等経由)

各都道府県下水道担当部長 殿

各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部

下水道企画課下水道管理指導室長

( 公 印 省 略 )

### 下水道管渠内の維持管理作業における安全の確保について

本年 3 月 10 日、埼玉県日高市内のマンホール内部において、伏越し管渠の清掃作業(市発注業務)中に 2 名の作業員の方が亡くなるという事故が発生したところです。

(事故の詳細な原因等については、現在関係機関が調査中。)

各下水道管理者におかれましては、下水道管渠内の維持管理業務を発注する際、請負者(請負予定者も含む。)が酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を終了した者を酸素欠乏危険作業主任者に選任していることの確認、その作業員が酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る特別の教育を受講した者であることの確認、作業計画書の安全対策の内容の妥当性の確認等、請負者が事故防止のための安全管理を十分実施しているかの監督指導の徹底を今一度お願いします。

また、平成 14 年 4 月に「下水道管きょ内作業安全管理委員会」において、とりまとめられた「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」を再度、参考配布しますので、事故の再発防止及び安全管理の徹底をお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)にも周知をお願いします。